

広島県情報公開・個人情報保護審査会 諮問（情）第57号

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年8月10日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、「〇〇〇〇あて平成〇年〇月〇日付け『測量の立入及び用地境界の確認について』により、同年同月〇日に境界確認を行った砂防河川『郷川』の護岸改修工事に係る『竹原市道「峠郷線」の護岸部分の路肩（車両制限令第9条参照）の幅を明らかにする文書』の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「竹原市道『峠郷線』（以下「本件市道」という。）の護岸部分の路肩の幅を明らかにする文書」（以下「本件対象文書」という。）について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年8月25日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年9月2日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示の決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

不存在とされた護岸修繕工事に係る路肩の幅を明らかにする文書は、常識的には存在する文書であると考えられる。その理由は、以下に掲げる諸事情による。

- (1) 本件市道と郷川の護岸は一体のものであり、それぞれどちらの固定資産であるかによって、法律上の管理責任が異なってくるが、路肩は市道ではなく、砂防河川の護岸（広島県の固定資産）である点は、重要な事実であるにもかかわらず、工事設計図や工事完成報告書などに路肩の幅を記載した事項が全くないとする広島県の行政判断に疑義がある。
- (2) 本件請求の目的は、砂防指定地内河川である郷川への私費による橋の設置申請が、広島県の越権行為（道路法等の判定）によって不許可処分とされたことに関連するものであるところ、広島県が当該不許可処分を行った際には、路肩の幅を確認（行政文書の取得を含む。）した上で、「自動車交通不能」であったにもかかわらず、竹原市道であることのみを根拠に、当該市道を進入路として使用して、「人命が危険であろうとなかろうと、危険でも通行せよ」と公文書に明記したと考えるのが自然である。
- (3) 本件護岸改修工事を実施した広島県が、路肩の幅も確認せずに工事を終え、かつ、「危険でも通行せよ」と行政上の職務命令を行ったとは考えられない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象文書を不存在とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 砂防指定地及び砂防設備の管理について

砂防指定地とは、砂防法（明治30年法律第29号）第2条により、「砂防設備を要する土地又はこの法律により治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」として国土交通大臣が指定したものであり、砂防設備とは、同法第1条に、砂防指定地において治水上砂防のため施設するものと規定されている。

そして、砂防指定地及び砂防設備の管理について、当機関は、砂防法第4条第1項及び第5条の規定に基づき管理条例を制定し、必要な規制等を行うこととしている。

当該管理条例第3条において、砂防指定地内において、砂防設備以外の施設又は工作物の設置をしようとする者は知事の許可が必要とされており、これが制限行為許可である。制限行為許可については、同条第2項により、砂防指定地に指定される前に設置された施設又は工作物については、許可が不要とされている。

また、同管理条例第4条において、砂防設備を占用しようとする者は、知事の許可が必要とされており、これが占用許可である。

砂防指定地内に道路を設置しようとした場合、原則、建設するために制限行為許可を受ける必要があり、設置した場合には通常砂防設備を占用する

ことになるため、占用許可も必要となる。

2 郷川の護岸と本件市道の路肩との関係について

郷川の護岸と本件市道の路肩との関係について、その概要を説明すると次のとおりである。

財産管理区分上は、別紙「砂防河川『郷川』の砂防指定地域に係る断面概念図」の護岸部分を砂防設備管理者としての当機関（広島県知事）が管理し、本件市道を道路法に基づく道路管理者である竹原市長が管理しているものであり、護岸と市道は、別個のものである。

したがって、本件市道の一部である路肩の幅は、道路管理者である竹原市長が決定するものであり、砂防設備管理者である当機関は、路肩の幅を明らかにする文書は保管していない。

3 その他の理由について

砂防指定地に指定される前に設置された施設又は工作物については、制限行為許可が不要とされていることから、郷川両岸に係る区域が砂防指定地として指定される前に、道路として認定されている本件市道の場合、当該許可は不要であり、竹原市長から広島県知事に対する届出義務もない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件請求は、平成〇〇年度に実施機関が施行した砂防河川「郷川」の護岸改修工事に関して、「竹原市道峠郷線の護岸部分の路肩の幅を明らかにする文書」の開示を求めたものである。

2 路肩の情報に係る届出義務等について

本件市道の路肩が、砂防法に基づく砂防指定地の範囲内に存在していることから、道路管理者である竹原市長が当該砂防指定地内の砂防設備を管理している広島県知事（実施機関）に対して、路肩の幅に関する情報を届け出なければならない義務があったのかどうかについて、以下検討する。

当審査会において、本件対象区域のように護岸と道路が平行しているような場合に、道路管理者から砂防設備管理者に対して、路肩の幅の届出を義務付けている法令があるかどうか確認したが、そのようなものは見当たらないことが認められた。

また、砂防設備としての護岸と道路の一部としての路肩とは、財産管理上においては、明確に区分されて管理されており、当該路肩の幅は、道路管理者としての竹原市長による所管事項であって、同市長は路肩の幅に係る届出義務を砂防設備管理者としての広島県知事に対して負っていないこ

とから、路肩の管理者ではない広島県知事（実施機関）が、路肩の幅について関知していないとしても不自然ではない。

次に、実施機関は、本件対象文書の作成義務を負っていたかどうかの点であるが、前記届出義務の場合と同様に、当該作成義務に係る法令は見当たらないことが認められた。

以上のことから、実施機関が本件対象文書を取得又は作成していなくても不自然ではない。

3 結論

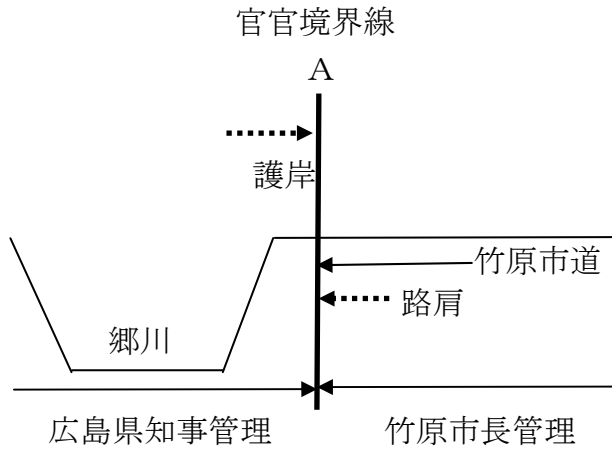
よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 紙

砂防河川「郷川」の砂防指定地域に係る断面概念図について



注1： 上記の図は、実施機関（広島県知事）が使用した用語を説明するために作成した概念図である。

注2： Aが、郷川及び竹原市道に係る財産管理区分上の官官境界線である。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15. 10. 24	・ 諮問を受けた。
15. 11. 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
15. 12. 26	・ 実施機関からの理由説明書を收受した。
16. 1. 9	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
16. 2. 23	・ 異議申立人から意見書を收受した。
16. 2. 27	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
19. 10. 22 (平成19年度第2部会第7回)	・ 諮問の審議を行った。
19. 11. 13 (平成19年度第2部会第8回)	・ 諮問の審議を行った。
19. 11. 21	・ 実施機関に再理由説明書の提出を要求した。
19. 12. 7	・ 実施機関からの再理由説明書を收受した。
19. 12. 11 (平成19年度第2部会第9回)	・ 諮問の審議を行った。
19. 12. 13	・ 異議申立人に再理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 1. 15	・ 異議申立人から意見書を收受した。
20. 1. 16	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
20. 1. 29 (平成19年度第2部会第10回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
20. 2. 28 (平成19年度第2部会第11回)	・ 諮問の審議を行った。
20. 3. 17 (平成19年度第2部会第12回)	・ 諮問の審議を行った。
20. 4. 21 (平成20年度第2部会第1回)	・ 諮問の審議を行った。
20. 5. 19 (平成20年度第2部会第2回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（第2部会・五十音順）

飯 岡 久 美 （ 部 会 長 ）	弁 護 士
山 田 園 子	広島大学大学院社会科学研究科教授
山 本 一 志	弁 護 士
横 藤 田 誠	広島大学大学院社会科学研究科教授